

## 1. 標準予防策

標準予防策は、感染症の有無に関わらず、すべての患者のケアに際して普遍的に適用する予防策である。標準予防策は、患者の血液、体液（唾液、胸水、腹水、心嚢水、脳脊髄液等すべての体液）、分泌物（汗を除く）、排泄物、あるいは傷のある皮膚や粘膜を感染の可能性のある物質とみなし対応することで、患者と医療従事者双方における病院感染の危険性を減少させる予防策である。

### I、手指衛生

全ての医療行為の基本となり、感染防止に対して一番大きな役割を果たすのが手指衛生（手洗い、または手指消毒）である。

#### 1. 手洗いの種類

- 1) 日常的手洗い
- 2) 衛生的手洗い
- 3) 手術時手洗い

#### 2. 手指衛生を行う場面



- 1) 患者に直接接触する前：入室前、診察前、検温や血圧測定前
- 2) 無菌操作をする前：侵襲的処置の前、カテーテル挿入前、ドレッシング交換前、創傷処置、注射、口腔処置やケア前、手袋着用前
- 3) 体液曝露リスクの後：検体採取及び処理後、ドレーン排液を廃棄した後、粘膜や創傷被覆に触れた後、嘔吐物処理後、気管吸引の前

後、汚染器具に触れた後、手袋を外した後など

- 4) 患者に接触した後：検温や血圧測定後、胸腹部の触診後、移動や介助の後、同一患者のある部位から別の部位にケアを移す時など
- 5) 患者周辺の環境に触れた後：リネン交換の後、ベッドサイドの清掃後、モニターアラームの確認後など

### 3. 手指衛生の基本

- 1) 目に見える汚れがある場合は、石鹸と流水で手洗いを行う。
- 2) 目に見える汚れがない場合は、擦式手指消毒用アルコール製剤で手指消毒を行う。
- 3) 爪は短く切る。
- 4) 時計を外し、手首まで洗う。
- 5) ユニフォームが長袖の場合は、腕まくりをする。

平成 14 年 11 月 作成

平成 21 年 3 月 改訂

平成 23 年 11 月 改訂